

益法人への移行13団体、一般社団法人への移行10団体、一般社団法人後に公益法人へ移行5団体、検討中19団体となっている。「母体保護法の成立の原点に立ち返り、都道府県医師会が指定権限を持つことの意義を主張していきたい」とした。

(3) メディアから見た“人工妊娠中絶”

日本放送協会 制作局チーフディレクター
迫田朋子

1994年、エジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議（ICPD／カイロ会議）」をきっかけに中絶そのものの是非が論争になり、さかんにメディアの紙面をにぎわせたが、最近では中絶について真正面から取り上げられることは多くない。この1年間の新聞記事で「中絶」という言葉を含んだ記事は、大手新聞でそれぞれ50～80件。その多くはアメリカの中間選挙などで争点となった中絶の是非論争に関するものである。

日本では毎年25万人前後の中絶が行われているが、女性たちの心の葛藤などについて率直に語られる場もほとんどない。

10代後半、高校生の例を紹介しながら、中絶を受けた女性の心の回復の難しさ、心を取り戻す場が不足していること、心の傷はその後の幸福な人生によっても癒されるものではなく20年も30年も持ち続けることを紹介。このような女性にとって産婦人科医師は味方なのだろうか（インフォームドコンセントという名のもとに対応が機械的ではないだろうか）と問題提起した。また、中絶は適正な家族計画の本質ではないと言い切り、女性の自己決定権から生命倫理に対する社会の責任にまで言及された。

○指定発言

“行政の立場から”

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
泉 陽子

人口政策の側面から母子保健を考えている。母体保護法を含め、関連諸法に対する基本的な姿勢は変わらないが、公益法人法、母体保護法の改正により、医師の指定権者がなくなることについては憂慮している。私的には日本医師会と同じではあるが、どういう方法があるとかということは立場上もあり、また法の設立が議員立法であることから自由な議論を妨げることになるので言及は避けたい。

10代未婚女性の中絶が減少しないことに対しては学校での性教育のあり方、妊娠しても社会経済的に出産することができない女性に対しては社会福祉の面から解決方法を探ってみたいと発言された。

<フロアとの意見交換>

・配偶者の同意に関して

世相の多様化、特に性の意識の氾濫などから相手が特定できない場合を含め、女性だけの同意でよしとする方が現実的ではないのか？

・10代の中絶に関して

学校教育の中で、性教育に対する熱意に学校差がある。政策として性教育を教育カリキュラムの中に組み込めないだろうか？

・母体保護法指定医師の指定権者をどこにするのか早急に解決してほしい。指定医師の空白地帯を作らないために。

・子宮頸がんワクチンを施行する場合に、性についての教育を含めるとよいのでは？

などが質問され、各シンポジストが適切に回答されていた。

電子メールによる会員への情報提供について

—メールアドレスの登録—

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様へ送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：**add@m.doui.jp**